

議案第9号

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年2月28日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、本町においてもこれに準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

（1）食事の提供の特例の見直し

栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能になることから、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士」による必要な配慮を「栄養士又は管理栄養士」による必要な配慮に改めます。（第16条第1項第2号）

3 施行日

令和7（2025）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高根沢町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例) 第16条 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p>	<p>(食事の提供の特例) 第16条 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。